

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

### 残業代の一括精算

**Q** : 知り合いの会社が、従業員からこれまで支払っていなかった残業代を請求され支払ったようですが、こんな場合、どのような取扱いがされるのですか？

**A** : 会社は、支払ったときの費用となりますが、個人については、本来収入すべき時の所得となります。

#### 【解説】

最近、残業代を支払っていなかった会社が、従業員に対して、過去の残業代を一括精算するケースが増えているようですが、過去の残業代を一括支給した場合は、税務上、次のように取り扱われます。

#### [法人税]

税務では、過去の事業年度に係る損益については遡って修正せず、当期の損益として認識するとする会計基準に従った処理をします。したがって、税務では、過去に遡って修正することはせず、支払った期の費用として処理をすることになります。

#### [所得税]

所得税では、契約等で支給日が定められている給与については、本来収入すべき時の所得として処理をします。したがって、過去の残業代は、過去の所得として遡って修正することになります。

